

平成18年3月28日

内閣官房知的財産戦略推進事務局御中

日本機械輸出組合  
知的財産権問題専門委員会  
委員長 外川英明

## 「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見

日本機械輸出組合は、わが国の機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。

さて、この度、内閣官房知的財産戦略本部におかれまして、「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見を募集しておりますことに鑑み、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

### 記

#### **知的財産政策の国際的な展開について**

##### **1．特許制度の調和と日米欧三極特許庁間での特許の相互承認の実現に向けた取組み強化**

現在日米欧の特許庁におけるサーチ・審査結果の相互利用に向けた検討が進められているが、審査請求の増大への対応の観点からも取組みを強化し、早期実現を目指して頂きたい。また、比較的合意が容易なものとして三極ユーザー団体が検討している「One Application/Same Format」（特許出願の様式面における統一化）についても権利のグローバル化の促進と審査迅速化に繋がるものと考えてるので、実現を支援頂きたい。

また、米国の先願主義への移行が実現するよう働きかけを強化し、各国の特許制度の調和に努めて頂きたい。

##### **2．模倣品、海賊版対策の一層の強化と中国における技術流出問題への対応強化**

模倣品、海賊版対策については積極的な取組みにより一定の効果が現れていると評価できるが、今後とも継続して取組み強化をお願いしたい。

中国において、今後、技術流出問題を巡る裁判が増加し、日本企業が立証のため営業情報や技術情報を訴訟の場に出さざるを得なくなる場面が増加することが予想されるが、日本企業としては、訴訟手続における秘密保持をどのように図っていくべきか課題となる。証拠に対する質疑と営業秘密保護との関係のバランスが図られる制度が確立されることが必要であり、中国当局が特許法等の改正又は司法解釈の制定等を行うよう働きかけて頂きたい。

##### **3．「模倣品・海賊版拡散防止条約」（仮称）の実現に向けた取組みの強化**

模倣品・海賊版問題は、特定の国に止まらず世界各国に拡散していることから、2005年のG8 首脳会合において我が国から提案がなされた「模倣品・海賊版の拡散防止条約」（仮称）の早期実現に向けた取組みを強化して頂くとともに、同条約には以下のような

内容を導入して頂きたい。

- ・同条約の対象とする知的財産については、特許権、商標権とともに、意匠権を対象に含めて頂きたい。形態を模倣して異なるブランドで販売されるケースが中国を中心として増加傾向にあり、この種の事件が商標権侵害事件から意匠権侵害事件に移行している。また、当該国で意匠権を取得していない商品の形態模倣についても何らかの保護手段が取られるようにすること。
- ・模倣品・海賊版の没収・廃棄手続については、模倣品に付された不正商標を剥がすのではなく、再犯防止の観点から、不正商標の付された模倣品全体をすべて廃棄処分とすること。
- ・税関等の行政機関が模倣品・海賊版を職権で発見した場合には、各行政機関から権利者に通報する手続を確立すること。
- ・模倣品・海賊版問題はテロリスト等組織犯罪も絡むので、各国取締機関やインターポールなどが連携し相互に取締に協力できるような模倣品・海賊版の輸出入者・物品等の情報交換に関する枠組みを作ること。
- ・途上国に対する経過期間及び経過措置は、必要最小限のものとする。

#### **4 . 経済連携協定（EPA）を活用した知的財産権保護強化の推進**

我が国とシンガポール、メキシコ、マレーシアとのEPAに続いて、ASEAN諸国や韓国、チリ等との間で知的財産権を含む包括的な経済連携協定（EPA）の締結に向けた交渉が進められているが、かかるEPAの知的財産権の章において知的財産権の保護の強化と権利執行の実効性を高めることが必要である。米国とシンガポール、チリとのFTAに見られるような知的財産権の詳細な保護内容や権利執行を規定し、TPIPSを超える内容（TRIPSプラス）を確保するよう努めていただきたい。

また、米国等が締結するFTAの知的財産権条項を我が国にも均霑できるよう対応して頂きたい。

#### **特許審査の迅速化**

特許等の審査の迅速な処理のため、平成16年の特許審査迅速化法が目指した施策及び本年1月に策定された「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」の確実な実施をお願いしたい。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館401

電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455